

## 春の火災予防運動

消防本部 予防課

☎782-5330

大和分署

☎779-4600

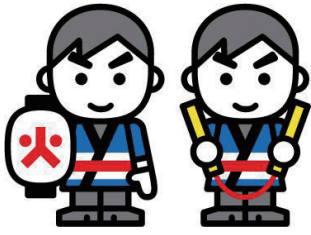
4月1日(月)～7日(日)に、春の新潟県火災予防運動が実施されます。

春は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。特に、野焼きによる火災が多発します。

また、今年は少雪傾向であったため、早めの雪消えが予想されます。林野火災などが起こりやすくなります。ご注意ください。

雪の重みなどにより灯油・LPガスの配管が破損している場合があります。家の周りの配管を点検しましょう。

雪が消えても、暖房器具を使う機会があります。火の取り扱いにはご注意ください。



## 野焼きはやめましょう

廃棄物対策課

☎782-0339

野焼き(野外の焼却)による煙や臭いで、日常生活や健康に支障をきたす人がいます。

野焼きは、法律で禁止されています。例外として認められている焼却もありますが、違反した場合は処罰の対象となります。

誰もが気持ちよく暮らせる住環境を保つために、草木、剪定枝などを含めて野焼きはやめましょう。

草木、剪定枝などの出し方

塩沢・六日町地域

剪定枝…可燃ごみ処理施設に搬入してください。(直径50cm以内、長さ2m以内)

草木など…もえるごみに出してください。(直径10cm以内、長さ60cm以内)

大和地域

剪定枝…エコプラント魚沼(☎025-792-9900)に搬入するか、大型ごみとして出してください。(直径10cm未満、長さ150cm未満)  
草木など…燃やせるごみに出してください。(直径5cm未満、長さ50cm未満)

## 家庭ごみの出し方とマナー

廃棄物対策課

☎782-0339

ごみはルールを守って正しく収集場所に出しましょう。

家庭ごみの出し方

指定ごみ袋を使用する。(指定ごみ袋には処理料金が含まれていません)  
重さを10kg以下にする。

「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」に従って、種類ごとに分別する。

「家庭ごみ収集カレンダー」で、収集日と収集内容を確認する。

午前8時までに出す。

収集場所を確認する。(ごみの種類や地域によって収集場所が異なります)

違反シール

分け方・出し方が守られていないごみには、違反シールを貼り、収集しません。

指定ごみ袋

塩沢・六日町地域と大和地域では、指定ごみ袋が異なります。他地域の指定ごみ袋を使用した場合は収集しません。ご注意ください。

ガイドブック

「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」「家庭ごみ収集カレンダー」

「ガイドブック」は、環境衛生センター(廃棄物対策課)・本庁舎総合窓口、大和・塩沢市民センターで配布しています。

## 消費税の軽減税率説明会

問 小千谷税務署

☎0258-83-2090

すべての事業者に関係のある、消費税軽減税率制度に関する説明会を開催します。

事前小千谷税務署 法人課税部門(☎0258-83-2092)にご予約ください。

4月5日(金) 午後5時

日・会

4月11日(木) 湯沢町役場3階 大会議室(湯沢町神立)

4月12日(金) 大和庁舎3階 大会議室

4月15日(月) 小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」3階

大ホール「小千谷市桜町」

4月16日(火) 小出ボランテアセンター12階 研修室「魚沼市小出島」

時 午後1時30分～2時30分

(受付 午後1時20分)

対 個人事業主と法人

定 各日50人

費 無料

持 筆記用具